明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○投資の促進及び保護に関する日本国とアルゼンチン共和国との間の協定（四）　四
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とクロアチア共和国との間の協定（五）　五
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約（六）　十五
○中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定（七）　二〇

〔省　令〕
○港湾労働法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**二七）　二三
○厚生労働省定員規則の一部を改正する省令（**同**二八）　二四
○農林水産省定員規則の一部を改正する省令（**農林水産**一九）　二五
○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（**同**二〇）　二五
○電気事業託送供給等収支計算規則及び原子力発電工事償却準備引当金に関する省令の一部を改正する省令（**経済産業**二八）　二六

〔告　示〕
○投資の促進及び保護に関する日本国とアルゼンチン共和国との間の協定の効力発生のための通告に関する件（**外務**八九）　二七
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とクロアチア共和国との間の協定の日本国による通告に関する件（**同**九〇）　二七
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約の日本国による通告に関する件（**同**九一）　二七
○中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の日本国による受諾に関する件（**同**九二）　二七

本号で公布された法令のあらまし

◇投資の促進及び保護に関する日本国とアルゼンチン共和国との間の協定（条約第四号）（外務省）

この協定は、投資の自由化、促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語の定義について定める。（第一条関係）

2　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与えること等について定める。（第二条関係）

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与えること等について定める。（第三条関係）

4　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えること等について定める。（第四条関係）

5　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨定める。（第五条関係）

6　この協定のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない旨定める。（第六条関係）

7　内国民待遇等の義務が適用されない締約国の措置等について定める。（第七条関係）

8　各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等について定める。（第八条関係）

9　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保する旨定める。（第九条関係）

10　一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人等の入国等に係る申請に対し、好意的な考慮を払う旨定める。（第一〇条関係）

11　いずれの締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないこと等について定める。（第一一条関係）

12　一方の締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、武力紛争等により自国の区域にある投資財産が被った損失に関して自国が採用する措置等について、差別的でない待遇を与えること等について定める。（第一二条関係）

13　自国の投資家の損害の塡補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利の代位等について定める。（第一三条関係）

14　一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自由に、かつ、不当に遅滞することなく行われることを認めること等について定める。（第一四条関係）

15　一九九四年のガット第二〇条及びサービス貿易一般協定第一四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す旨定める。（第一五条関係）

16　いずれの締約国も、自国の安全保障上の重大な利益の保護等のために必要な措置をとることができることについて定める。（第一六条関係）

17　両締約国は、各締約国が自国の区域において活動する企業等に対し、企業の社会的責任に関する国際的に認められた基準等を自発的に当該企業内の政策に取り入れるよう奨励することの重要性を再確認する旨定める。（第一七条関係）